

# 熊本県公報

号外 第35号  
平成17年8月30日(火)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**登 載 依 頼**

- ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日……………(選挙管理委員会) 1
- 選挙長及び選挙長職務代理人……………( " ) 1
- 選挙分会長及び選挙分会長職務代理人……………( " ) 2
- 審査分会長及び審査分会長職務代理人……………( " ) 2
- 審査分会の場所及び日時……………( " ) 2
- 選挙分会の場所及び日時……………( " ) 2
- 選挙会の場所及び日時……………( " ) 3
- 選挙運動事務従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高限度額……………( " ) 3
- 政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………( " ) 3
- 小選挙区選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………( " ) 4
- 名簿届出政党等の名称等の掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時……………( " ) 4
- 比例代表選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………( " ) 4
- 投票用紙の様式……………( " ) 4
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において開票の事務と選挙会の事務を併せて行わない旨の告示……………( " ) 5
- 山都町における開票区の設置について……………(選挙管理委員会) 6
- 熊本県第1区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時(熊本県第1区選挙長) 6
- 熊本県第2区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時(熊本県第2区選挙長) 6
- 熊本県第3区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時(熊本県第3区選挙長) 6
- 熊本県第4区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時(熊本県第4区選挙長) 6
- 熊本県第5区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時(熊本県第5区選挙長) 6
- 熊本県選挙分会における選挙立会人のくじを行う場所及び日時(熊本県選挙分会長) 7

## 登 載 依 頼

### 熊本県選挙管理委員会告示第39号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第7項の規定に基づき平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

平成17年8月30日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩尾 映二

平成17年8月30日

### 熊本県選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項の規定に基づき平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成17年8月30日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩尾 映二

選挙区	選 挙 長		選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1区	熊本県熊本市津浦町37番3号	岩尾 映二	熊本県熊本市水前寺三丁目15番1-1104号	豊永 類子

第2区	熊本県熊本市水前寺三丁目15番1-1104号	豊永 類子	熊本県熊本市花園七丁目13番17号	水谷 茂
第3区	熊本県熊本市花園七丁目13番17号	水谷 茂	熊本県熊本市草葉町2番27号	柴田 憲保
第4区	熊本県熊本市草葉町2番27号	柴田 憲保	熊本県上益城郡益城町惣領1565番地4	川口 弘幸
第5区	熊本県上益城郡益城町惣領1565番地4	川口 弘幸	熊本県熊本市津浦町37番3号	岩尾 映二

**熊本県選挙管理委員会告示第41号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項の規定に基づき平成17年9月11日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において熊本県選挙分会長及び選挙分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成17年8月30日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩尾 映二

熊本県選挙分会長		選挙分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
熊本県熊本市津浦町37番3号	岩尾 映二	熊本県熊本市水前寺三丁目15番1-1104号	豊永 類子

**熊本県選挙管理委員会告示第42号**

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第2項の規定に基づき平成17年9月11日執行の最高裁判所裁判官国民審査において熊本県審査分会長及び審査分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成17年8月30日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩尾 映二

熊本県審査分会長		審査分会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
熊本県熊本市津浦町37番3号	岩尾 映二	熊本県熊本市水前寺三丁目15番1-1104号	豊永 類子

**熊本県選挙管理委員会告示第43号**

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第27条第1項及び同条第5項の規定に基づき平成17年9月11日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成17年8月30日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩尾 映二

場 所	日 時
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁新館多目的AV会議室	平成17年9月14日 午前9時

**熊本県選挙管理委員会告示第44号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第2項及び同法第78条の規定に基づき平成17年9月11日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成17年8月30日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩尾 映二

場 所	日 時
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁新館多目的AV会議室	平成17年9月14日 午前9時15分